

平成30年第11回

美里町農業委員会定例総会議事録

第11回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成30年10月25日(木)午前9時00分から午前10時13分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1 農家相談日について
 - 2 使用貸借権の合意解約による通知について
 - 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 - 4 利用権設定の合意解約による通知について
 - 5 非農地証明願について
 - 6 農地法施行規則第29条第1号届出について
- 6 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成30年10月事業報告について
 2. 平成30年11月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 事務局次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>ただいまより平成30年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより平成30年第11回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。13番鈴木幸博委員、14番福田なほ子委員のお二人にお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項に入ります。報告事項1番、農家相談日について、10月22日に農家相談を行っております。担当の委員より報告をお願いいたします。</p>
佐々木裕一委員	<p>農家相談日について、10月22日、月曜日、会長室にて、伊藤会長、遊佐恭一委員、私、佐々木の3人が対応し、5の方が相談にみえられました。</p> <p>先月総会においても報告がありましたが、受け手である さんとの利用権が期間満了になるため、更新の手続きの通知を差し上げ、農地の貸し手の方が さんに再更新の打診をしたところ、再更新はしないとされたため、その関係者が相談に見えられました。 さんに受けてもらえなくなるのであれば、他の 地区の人に、もしもない場合は、 や の方でもいいので、是非お願いしたいとのことでし</p>

た。相談者は さん、 さん、 さん、 さん、 さん、 さんという、全員が の の の方でした。この方々の共通点としましては、遅くとも年内中には何とかお願いしたいということでしたので、農業委員会としていろいろ検討してみますと回答しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項 2 番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項 3 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項 4 番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より説明お願いいたします。

事務局

（報告事項 2、報告事項 3、報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ありがとうございました。

議長

ただいま事務局から、報告事項 2 番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項 3 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項 4 番、利用権設定の合意解約による通知について、一括して説明がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。

ございませんか。

議長

7 番大友重善委員。

大友重善委員

7 番大友です。

報告事項 番、使用貸借権の合意解約による通知について、 さんが さんから受けていたわけですね。それで、今回合意解約をして、 の に併せて、農地を利用権設定するのでしょうか、この さんも のメンバーなのか、 さんと さん、住所が違うからもしかすると

貸し剥がしになるのではないかと危惧いたすところでございます。

事務局

7番大友重善委員の質問にお答えいたします。

番号のさんとさんですが、貸人と借人の住所が違うため貸し剥がしではないかということでございますが、住所は違いますが親子間関係にあるため使用貸借権が締結されておりました。期間満了はまだ先ですが、今回、にを活用して貸し出すために合意解約をしたというものでございます。

以上でございます。

大友重善委員

わかりました。貸し剥がしに該当するのではないかとおりましたが、そうでないということで納得しました。どうもありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、10月12日に農地調査委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

農地調査委員会は、今月も5番古内委員と、委員長である私6番久道の2名が担当し、伊藤会長、邊見職務代理、事務局から菊地局長、高橋次長の計6名により、10月12日に現地調査を行いました。

非農地証明願についての意見は、番号について、現地は地区の

に位置しております。道路が設置されたために農地が分断となり、それ以降は駐車場として使用され、20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項6番、農地法施行規則第29条第1号届出について、事務局より報告をお願いいたします。

また、10月12日に農地調査委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明いたします。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

それでは報告します。

番号 について、現地は 地区の に位置しており、農地の一部に農器具倉庫を設置するものです。200平方メートル未満の農地を自らの農作物のためのその一部を小規模な農業用施設にする転用であり、許可を要しない転用に該当しますので、この届出は適正とみてきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。

ございませんか。

議長

1 番小野保裕委員。

小野保裕委員

1 番小野です。

番号 の現地の写真を見ますと、この届出の場所が写真上、白い線で表示され、近くのビニールハウスをも囲ってあるように見受けられますが、この農地の面積、 平方メートル全体を白線で表示してあるように見えます。届け出の転用面積は、通路を含め 20 平方メートル程です。20 平方メートルというと 5 メートル掛ける 4 メートルですので、この写真に表示された白線とは違うようですが、いかがでしょうか。

それと農器具倉庫だけを見ても、図面上の寸法は 4 平方メートル、即ち縦 2 メートル掛ける横 2 メートルですよ。せいぜい机 2 つ分ぐらいの寸法ということになるはずですが、写真の白線の表示は現地と合わないのではないかと思い質問しましたが、どうでしょうか。

事務局

1 番小野保裕委員の質問にお答えします。

農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出につきましては、皆様ご承知の方も多いと思いますが、200 平方メートル未満の農業用施設の場合は届け出する、というものでございます。

ご質問の現地の写真の白線表示の部分ですが、確かに大き目に表示されています。畑地の面積は 平方メートルとかなり広く、近接写真では全体は収まりません。それで転用部分を中心に、周辺がある程度写るよう撮影しました。写真には転用部分の全体は入っていますが、それを白線で表示する際、転用部分を大幅に超えた表示となってしまう、誇大表示となっていました。

大変申し訳ありませんでした。

小野保裕委員

写真に転用部分を表示する際、白線の表示が転用部分より大きかったということですね。わかりました。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議をいたします。

質疑ございませんか。

議長 9番佐々木裕一委員。

佐々木裕一委員

9番佐々木です。

の対価ですが、議案書を見ると対価がまちまちなようです。例としては議案番号 に記載の、 字 については 番 、 番 と、議案番号 の 字 番は、隣り合っているはずですが、対価が , 円近く違うのですが、問題は無いのでしょうか。対価の金額は貸し手、借り手の双方で話し合いで決めているとは思いますが、本当に問題は出ないのでしょうか。

その辺の説明をお願いします。

事務局

9番佐々木裕一委員の質問にお答えします。

確かに、議案番号 と につきましても、隣接している農地が、 , 円と , 円で、約 , 円の開きがあります。実は我々もちょっと開きがあるのではないかとということで、直接受け付けした の に聞き取りしました。それによると、その農地を借りるのに土地の所有者と協議したところ、ここに示してある金額であれば貸してもよいということがあり、それを尊重して受け付けをしたという確認をしております。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

佐々木裕一委員

貸し手、借り手の双方で決めた金額ではあるのかもしれませんが、隣接する土地の所有者同士はお互い金額はわからないはずなので、それが後々、問題にならなければいいなという懸念があったものですので質問しました。

議長

そのほか質問ございませんか。

事務局

休憩をお願いします。

議長

休憩いたします。(9:58)

議長

再開いたします。(10:02)

議長

他に質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について議題といたします。

また、10月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局

第4号議案について、少々補足したいのですがよろしいですか。

議長

はい、それでは補足説明をしてください。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明だけではわかりにくい部分があったため、補足説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

農地調査委員会より報告します。

番号 について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は太陽光発電設備の設置です。農地区分については第3種農地ですので、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 9番

署名委員 10番